

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	土砂埋立て等の許可の取消し等	
根拠法令・条項	堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第27条第1項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第27条 市長は、第9条の許可を受けた者が次の各号（第8号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂埋立て等の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により第9条の許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、第9条の許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る土砂埋立て等に着手しないとき。</p> <p>(3) 第9条の許可に基づき土砂埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る土砂埋立て等を行わないとき。</p> <p>(4) 第14条第1項第1号エに該当するに至ったとき。</p> <p>(5) 第14条第1項第1号オからキまで（同号エに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(6) 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(7) 第14条第3項（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(8) 第18条から第22条までの規定に違反したとき。</p> <p>(9) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第9条の許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の取消しにあつては聴聞 ・ 停止命令にあつては弁明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等）	<p>ただし、行政手続条例第13条第2項第2号に規定する「条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失わせるに至ったこと」に該当するものは、手続を省略する。</p>
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	